

(別紙2)

伐採等届出に必要な書類

番号	必要な書類	内容	備考
1	伐採届	別記様式第1号 ※森林所有者, 伐採する者, 伐採後造林をする者全てが内容を確認したことを証するため, 4部作成し, 1部は提出, 3部については, 各自その1通を所持する。	必須
2	添付資料が確認できる書類	別記様式第2号 ※森林所有者, 伐採する者, 伐採後造林をする者全てが内容を確認したことを証するため, 4部作成し, 1部は提出, 3部については, 各自その1通を所持する。	必須
3	森林の位置図及び区域図	・国土地理院地図や森林計画図, 空中写真等に森林の位置及び伐採区域の外縁を明示したもの なお, 市が認める方式により伐採区域が判別できる座標値を伴った電子データがある場合は, そのデータ提出をもって代えることができる。	必須
4	本人確認書類	【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書 ・法人番号を記載した書類 ・法人の名称及び所在地を記載した書類 【法人でない団体の場合】 ・団体の規約 ・団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 【個人の場合】 ・住民票の写し ・個人番号カード(表面) ・運転免許証 ・国民年金手帳 等	必須
5	他の行政庁の許認可の申請状況を記載した書類	・行政庁が発行した証明書, 許認可証の写し ・申請中の許認可については, 許認可の種類, 申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類 ・申請前の許認可については, 許認可の種類, 申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類	必須 (別紙3に該当する場合)

6	土地の登記事項証明書(準ずるものを含む)など、伐採後の造林をする権原を有することを証する書類 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の登記事項証明書</li> <li>・土地の売買契約書</li> <li>・遺産分割協議書</li> <li>・贈与契約書</li> <li>・固定資産税納税通知書</li> <li>・伐採後の造林の受委託契約書</li> <li>・土地の賃借契約書 等</li> </ul>	必須
7	森林の土地の所有者でない場合は、森林を伐採する権原を有することを証する書類 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立木の登記事項証明書</li> <li>・立木売買契約書</li> <li>・遺産分割協議書</li> <li>・贈与契約書</li> <li>・伐採の同意書・承諾書</li> <li>・伐採の受委託契約書 等</li> </ul>	必須 (該当する場合のみ)
8	隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類(別記様式第13号)</li> <li>・隣接森林所有者の現地立会写真</li> <li>・隣接森林との境界に係る既存の資料の確認などの取組状況を説明した書類 等</li> </ul>	必須
9	その他、市が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元自治会、土地改良区、水利組合等の承諾書、協議書</li> <li>・伐採及び集材に係るチェックリスト</li> <li>・搬出計画図(「3 森林の位置図及び区域図」に土場や集材路を図示したもの)。</li> <li>・他法令に基づく届出等の手続き状況を説明する書類</li> <li>・開発行為に関する計画書等(伐採跡地を森林以外の用途に供する場合) など、地域の実情に応じて市町の庁が必要と認める書類</li> </ul>	必須 (該当する場合のみ)

※ 林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者との権原関係を証する書類の添付が困難な場合には、以下の書面の添付も認められます。

- ・森林の土地の所有権又は伐採後の造林をする権原に関する状況を記載した書面
- ・伐採権原に関する状況を記載した書面

### 第3条第2項 省略できる事例

番号	事例	省略できる書類
1	届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合(単木的な伐採など境界に隣接しない場合)	上記8

2	地形，地物その他の土地の範囲を明示するのに 適当なものにより届出の対象となる森林の土地 が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合 (境界杭などにより境界が明らかな場合)	上記 8
3	届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の 土地の所有者との境界の確認を確実にしようと認 められる場合 (誓約書の提出等により届出後， 伐採前に境界確認を実施することを明らかにし た場合)	上記 8

※ 1～3について，過去3年の間に伐採に係る指導，勧告又は命令を受けていた場合(他の市町村において行政処分等を受けていた場合を含む)は，添付の省略は認められない。